

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4（第20条の11関係）			別表第4（第20条の11関係）		
職員	職	職務	職員	職	職務
事務職員			事務職員	<u>専門幹</u>	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査	[略]		主任主査	[略]
	主査	[略]		<u>主任主査行政専門員</u>	
	[略]			主査	[略]
	[略]			[略]	[略]
技術職員	[略]		技術職員	[略]	
	[略]	[略]		[略]	[略]
	<u>漁撈長</u>			<u>漁撈長</u>	
	主任航海士			<u>専門幹航海士</u>	
	[略]			主任航海士	
	通信長			[略]	
	主任機関士			通信長	
	[略]			<u>専門幹機関士</u>	
[略]		主任機関士			
[略]		[略]			
[略]		[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。